新型コロナウイルス感染症に罹ったら

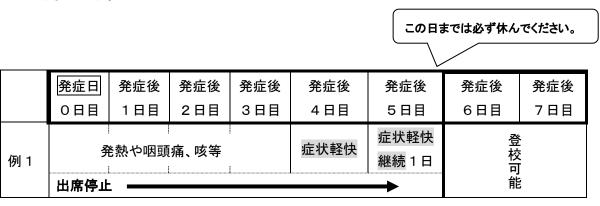
2023.5.31

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴い、学校での扱いに変更があります。新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づき、学校を休んだ日が出席停止の扱いとなります。

【出席停止期間の基準】

発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(下表参照)

- *無症状の感染者である場合は、「検体を採取した日を0日として、5日を経過するまで」。
- *「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。
- *出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスクの着用を 推奨します。



- 注 1)どんなに早く症状が軽快したとしても、発症した後5日は出席停止となります。
- 注2)登校時に診断書や陰性証明を提出する必要はありません。